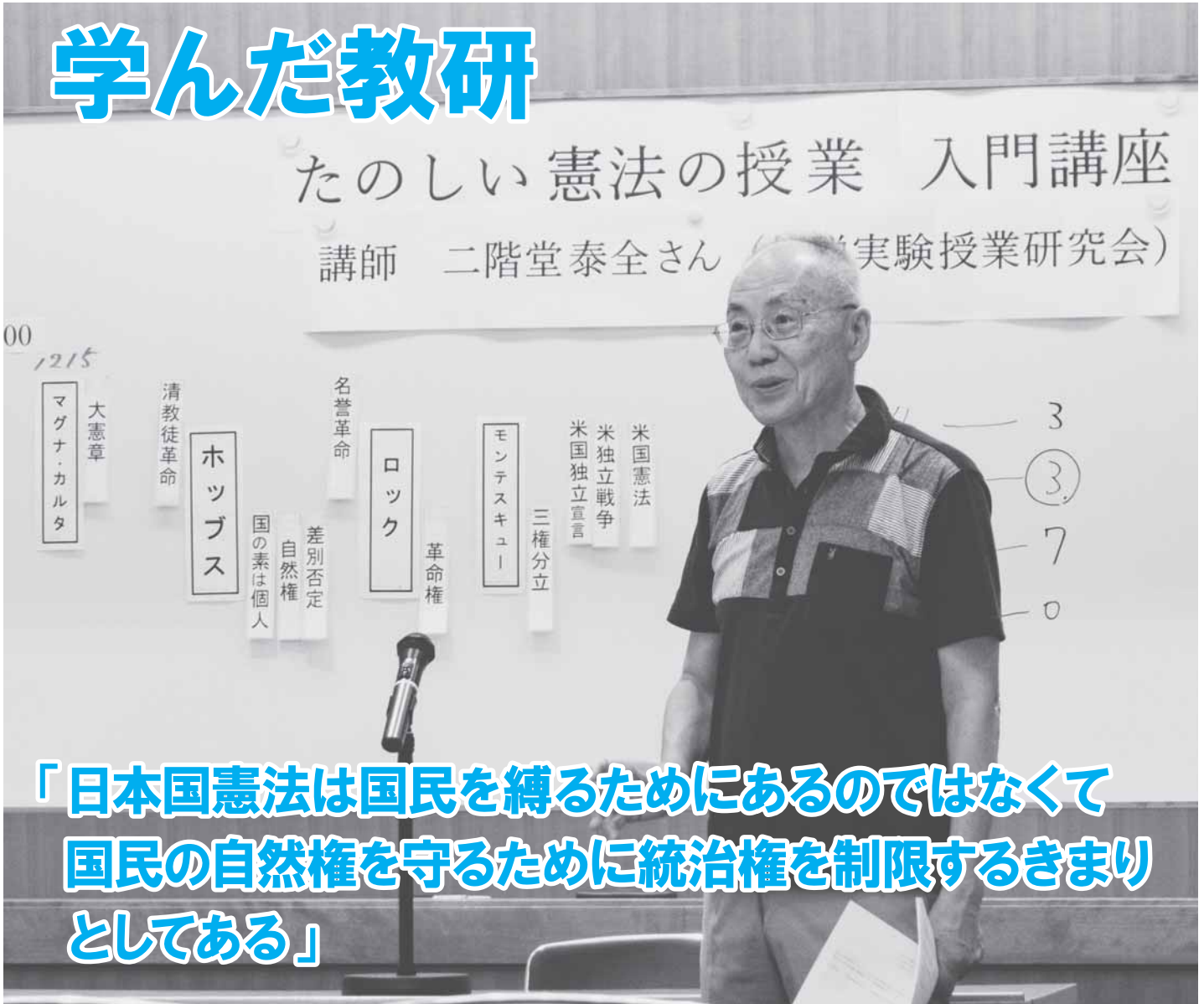


# 日教組香川 2020.10



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F  
TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp](mailto:jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp)  
発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行



**「日本国憲法は国民を縛るためにあるのではなくて  
国民の自然権を守るために統治権を制限するきまり  
としてある」**

二階堂泰全さん（仮設実験授業研究会）

**香教組でもない、  
香教連でもない、  
高教組でもない**



日教組香川HPへ

**全国で一番なかまの多い 日教組香川へ**

## 日教組香川教育研究集会

## 分かる授業、たのしい学校をつくろう!!

9月5日(土)、サンメッセ香川で、2020年度日教組香川教育研究集会を開催しました。

## 〈第1部〉レポート発表

4本のレポート発表がありました。

岡本武史さん(高・浅野小)からは、『教科書～東京書籍「新しい理科」6, 4年から～』の発表がありました。

特に、今年度より教科書が変わり、4年「電気のはたらき」の単元の導入では、モーターを回すだけではなく、プロペラカーを走らせてみて走る向きの違いからモーターの回転の向き、そして電流の向きにつなげる展開になりました。そこで市販の実験キットを購入し実際予備実験をしたのですが、プロペラカーの走りが非常に遅いことや、動かないことがあったそうです。しかし、市販の実験キットの車体をできるだけ軽量にしたり、プロペラ部分を大きいものに交換して走らせてみたりしましたが、うまくいかなかったそうです。

その後、導入部分をデジタル教科書で確認すると、勢がいいわけではありませんが、プロペラカーは走っています。腑に落ちないので東京書籍にメールを送ると、回答は、プロペラはできるだけ軽くて径が大きく風が起きやすい物、単3電池は新しい(単元導入部分のみアルカリ電池を使用する)というものでした。

その回答に対して、岡本さんは、デジタル教科書の動画に納得できないことや、マイ扇風機を作成して授業を行ったことを付け加えたそうです。

更に、その返信には、デジタル教科書の動画は、次期改訂の課題として編集委員会検討。モーターカーに変わるハンディ扇風機での実践も編集委員会で紹介するといった内容でした。しかし、教師用指導書指導編には、すでに手持ち携帯扇風機の紹介が掲載されていました。どうやら各部署うまく連携ができていないのがこの原因みたいです。



岡本武史さん

角友 仁さん(東・引田小)からは、『なぞときの楽しさ～楽しい授業を日常に～』のレポート発表がありました。

まずは、ことばあそび絵本でなぞとき(2年生～4年生)。アクロスティックのしくみを知り、絵本のさし絵からあてはまる言葉を見つけるものです。使用絵本は、『あいうえおっとせい』谷川俊太郎 作 白根美代子 絵

さ・ら・え書房 出版です。実際に授業形式で○の中に言葉を入れて文章を完成させるものです。さし絵がヒントになっているので、比較的低学年の子どもでも文章が作れそうでした。詩やことばあそびの単元に関連づけて、語彙を増やすにも効果的です。

続いて、漢字の書き方「角のつき方」2年書写から、漢字の□の右下部分の適切な付き方について、規則性を見つけさせるものでした。画用紙を適当な大きさに切り、□の入っている漢字の□部分の右隅を隠し掲示します。『台は?』『日は?』『右は?』『目は?』右側?下側?子どもたちは答えが出るたびに大喜びだったそうです。

仮説として、ア □が漢字の部分の時は右に、全体を囲むときは下に。イ 横長の字は右に、縦長の字は下に。ウ □の中が空っぽなら右に、中身があれば下に。がたてられました。その後、検証として、『貝、四、口、町』、確かめとして『白、戸』の漢字が出てきました。漢字1つ1つよく考えてみると見えてくるものがありました。ウです。中身があるかないかで判断です。最後に練習として『回』『中』がでてきました。ちなみに『回』は、内側の□の中に何もなければ右側、外の□の内側に口が入っているため下側となります。『中』は、一度□が完成した後、縦画を書くので右側に出るそうです。



角友 仁さん

角友清志さん(さ・津田小)からは、『今年度に入って考えていること』のレポート発表がありました。

新型コロナウイルス感染症のため、在宅勤務中に読んだ本『生徒指導の機能と方法』坂本 昇一/『生徒指導概要』文部科学省/『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編』東洋館出版社からは、生徒指導のねらいは「自己指導能力の育成」であり、昭和40年に当時の文部省が「生徒指導」という言い方で表すようになってから変わってないように思われる。問題行動への対処を「消極的」とし、それとは異なる「積極的」な生徒指導によってそのねらいが達成できる、という捉え方も変化していない。このように変わっていないということは、「ねらいが達成されていない」または「重要な機能は継続しなければいけない」と捉えるかは判断が難しい。しかし、今後も「積極的な生徒指導」の場を設定する必要があるだろう。という生徒指導の捉え方の発表がありました。

さらに、『教師崩壊 先生の数が足りない 質も危ない』PHP新書からは、学校内の理不尽な校則を強要させる。「指導」という名のもと児童生徒に怒鳴り散らす。定規の使用に頑なにこだわるなど、「指導」ではなく、教員の生徒児童への「いじめ」である可能性があることについての話もありました。「指導」の一環ということで、教員は自ら行っていることを安直に正当化し、本当にこれでよいのだろうかという疑問をはさんだり、見直したりすることができなくなっているのではないかといいことです。これは教員個々の問題ではなく、学校という組織がどこかで思考停止状態になっているのではないのでしょうか。「以前からやっているから」「教育的な意義があるから」といくら言っても、学習権を侵害したり、児童生徒の心に傷を負わせたりするのが「教育」や「指導」ではないはずですが、混同している例や、複眼的な見方ができない教員も少なくないことも危惧されています。



角友清志さん

嶋村太伸さん(高・太田小)からは、『人権・同和教育の現状を探る』のレポート発表がありました。7年ぶりに太田小学校に戻って、以前の人権・同和教育が、あまりにも縮小されていることに愕然としたそうです。そこで、人権・同和教育についてのアンケートをとり、現状を探りました。

アンケート結果からは、世代問題や人権・同和教育に対する意識の違いがはっきりと出てきたみたいです。特に、「太田小学校における人権課題は何だと思われますか」の問いに対して、「障がい者」、「同和教育」に課題があるかどうかはよくわからないと答えた割合が高く、人権課題が「我がこと」になっていない現状が明らかになってきました。

今後、部落問題学習をどのように展開するかでは、「差別される側」と「差別する側」の両面から考えることや、地域教材の開発、自分の生き方、生活につなげること。差別をどうとらえるかでは、心の問題だけではない。構造としてとらえる科学的な見方や、迷信や噂にごまかされない正しい判断力が大切であることを訴えられました。

さらに、『みんなですすめる人権・同和教育』での研修や東京書籍Eネット(会員登録無料)の中にある『人権教育資料』も一読の価値ありということでした。



嶋村太伸さん

レポートの本数は少なかったですが、いつもとても勉強になる教育研究集会です。来年はさらに充実できることと期待しています。

## 〈第2部〉講座

二階堂泰全さん(仮説実験授業研究会)をお招きし、「たのしい憲法の授業 入門講座」開催しました。

### 講座Ⅰ 憲法の話

憲法の話は、まず、きまりと法律のちがいをから考えていき、今の法律がいくつあるかという問題から始まりました。法律は違反すれば罰則があります。そんな法律が2000もあるのに、私たちはあまり息苦しいと感じないで生活をしています。それは、憲法が私たちを守っていて、その憲法に違反する法律は作ることができないからです。

そんな憲法がどうやってできたのか?それを歴史的に見ていきました。憲法はホッブスが発見した〈自然権〉という考え方が根本にあることがわかりました。人々はもともと自然権に従って自由に生きているのであり、統治者がそれを守ってくれているから従っているのだということです。

この自然権の発見は、古代ギリシャの原子論が影響を与えていることに驚きました。ホッブスは、「人々の自然権を守る統治を、人々の代表者によって行い、人々はその指示に従う」といった、平和な国のあり方を示しました。

その精神は日本国憲法にも受け継がれています。したがって、日本国憲法は国民を縛るためにあるのではなく、国民の自然権を守るために統治権を制限するきまりとしてあるということがわかりました。

### 講座Ⅱ 科学と民主主義

現在、世界で一番強大な国といえば、アメリカ合衆国です。その前は?という話から、歴史的に世界の中心だった国を見ていくことで、世界史の大まかな流れをお話いただきました。古代ギリシャで発展した民主主義や哲学、科学、原子論などがキリスト教の台頭で葬り去られるのですが、それはイスラムの世界に継承され発展します。ヨーロッパ諸国は十字軍でイスラムと戦いますが勝てません。その原因がイスラムの優れた文化にあること、そして、その文化はもともとギリシャのものであったことに気づきます。そこで、ギリシャの文化を復活させようとしたのがルネッサンスだったのです。古代ギリシャの文化で最も科学に影響を与えたものは原子論です。現在の科学は原子論で出来上がっていると言っても過言ではありません。しかし、その原子論がオズワルドによって完全に認められたのは、1909年のことです。紀元前500年から、2000年以上かかって、原子論は認められたのです。そう考えると、人類はまだまだ、発展途中なのだということがよくわかりました。



### 働き方改革

# 長時間労働是正のカギは勤務時間の適正な把握！

日教組では、10月の第1週を労働安全衛生週間と設定し、職場の健康・安全を考える期間としています。また、翌11月は過労死等防止啓発月間です。

事務職員・栄養職員等については19年4月から改正労基法による罰則付きの上限規制が適用されています。また、教員については20年4月に施行された改正給特法による「上限規制」が適用されます。しかし、今年は、新型コロナウイルス感染症対策等の影響もあり、学校再開以降も、学習機会の確保、消毒や「新しい生活様式」の指導などの様々な業務負担が生じ、教職員の長時間労働に拍車がかかっており、「上限規制」も遵守されていないことが危惧されます。

この機に、上限規制と勤務時間の適正な把握について考えてみましょう。

## I-1. 自分の在校等時間・時間外在校等時間を調べてみよう (教員対象)

※ここでいう教員とは、給特法における教育職員のことです。

### 勤務時間把握のポイント

①出勤時刻 ・校外で職務を行った時間・テレワークを含む	・業務外の時間
②退勤等の時刻 ・校外で職務を行った時間・テレワークを含む	⑥在校等時間 ・学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握できる時間(③)から、休憩時間(④)と自己研鑽(⑤)の時間等を除いた時間
③在校している時間等 ・出勤から退勤までの時間	⑦時間外在校等時間 ・⑥から所定の勤務時間(7時間45分)を除いた時間
④取得できた休憩時間 ・休憩時間が取得できればその時間 ・実際に取得できなかった休憩時間は時間外在校等時間として計算	⑧持ち帰り仕事 ・持ち帰ってした仕事の時間(メモ等で記録) ※持ち帰り仕事をせずに済むようとりくむことが重要
⑤自己研鑽の時間 ※あくまで自己申告です。 ・読書、資格試験の勉強、論文作成等	

## I-2. 自分の在校等時間・時間外在校等時間を計算してみよう (教員対象)

### 記入例

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	出勤時刻	退勤等の時刻	在校している時間等	取得できた休憩時間	自己研鑽等の時間	在校等時間 ③-(④+⑤)	時間外在校等時間 ⑥-7時間45分	持ち帰り仕事をした時間
/(月)	8:00	18:00	10時間10分	30分	0分	9時間40分	1時間55分	
/(土)	9:00	12:00	3時間0分			3時間0分※1	3時間0分※1	
							⑨時間外在校等時間合計	⑩持ち帰り合計

(記入例※1) 土日・祝日に行われる業務

・自発的に校務を学校内で行った時間及び校外において職務として行う研修や引率、出張、部活動、家庭訪問等の時間が時間外在校等時間に加算されます。なお、持ち帰り時間は含みません。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	出勤時刻	退勤等の時刻	在校している時間等	取得できた休憩時間	自己研鑽等の時間	在校等時間 ③-(④+⑤)	時間外在校等時間 ⑥-7時間45分	持ち帰り仕事をした時間
/(月)								
/(火)								
/(水)								
/(木)								
/(金)								
/(土)								
/(日)								
							⑨合計	⑩合計

## I-3. 改正給特法「上限規制」ここがポイント！（教員対象）

- ①「在校等時間」による勤務時間管理
- ・ 在校している時間を基本とする「在校等時間」での勤務時間管理
  - ・ ICTの活用やタイムカード等により、客観的に計測（在校等時間の記録は公文書）
- ②時間外在校等時間の上限時間
- （1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月及び1年間の合計時間）
- ・ 1か月 45時間以内、1年 360時間以内
  - （臨時的な特別な事情でやむを得ない場合は、1か月100時間未満、1年で720時間以内）

## II. 自分の時間外勤務時間を確認する機会としよう（事務職員等対象）

事務職員・栄養職員等については、給特法は適用されませんので「在校等時間」などの概念はあてはまりませんが、時間外勤務時間について改正労基法による罰則付きの上限規制（月45時間、年360時間）が適用されています。また、ICTの活用やタイムカード等により客観的に勤務時間を計測することや休憩時間が実際にとれているかチェックすることも重要です。この機に改めて自分の時間外勤務時間の縮減にむけて、何ができるか考えてみましょう。

## III. こんなことはありませんか？（すべての教職員対象）

## 休憩が取れないのは当たり前？

教職員は休憩時間をとりにくい実態があります。しかし、休憩を取らずに働くと、心身ともに疲労がたまりやすし、思考力・判断力にも影響が出ます。

実際の勤務時間管理で、在校した時間から機械的に45分（または60分）を引いている実態はありませんか？

なお、改正給特法では、「休憩時間を確実に確保したうえで、在校等時間には実際に休憩した分の時間を含まない」として、勤務実態を記録した勤務記録と齟齬がないようにすることを教育委員会・管理職に求めています。

## 勤務時間は実態通りに記録されていますか？

「在校等時間」には、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外での時間についてもできる限り客観的な方法により計測することが求められます。この記録は公文書として、公務災害が生じた場合等において重要な記録ともなります。

管理職や教育委員会は、在校等時間の記録をもとに、業務削減や超過勤務時間縮減をすすめる責務があります。

## 休憩時間について

労働基準法第34条では、「使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩を与えなければならない。」

「使用者は、休憩時間を自由に利用させなければならない。」と規定しています。

## 虚偽記載の禁止について

「仮に教職員が虚偽の記録を残している場合には、校長等はこうした管理運営に係る責任から適正な記録を残すように指導をする必要があり、また、万が一校長等が虚偽の記録を残させるようなことがあれば、状況によっては信用失墜行為として懲戒処分の対象ともなりうるものと考えられます。（指針に係るQ&Aより）」

## コラム 時間外勤務の上限時間は、なぜ1か月あたり45時間なの？

- ・ この基準は、労働安全衛生の観点から決められています。どんなに健康に自信があっても、時間外勤務が続くことによって心身に負担がかかり、心臓疾患や脳疾患、精神障害等を発症する危険性があります。「おおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価できる」（厚生労働省「脳・心臓疾患の労災認定」6頁）ため、月45時間が上限とされています。なお、月45時間の上限規制は、ここまで働かせていいということではありません。年360時間を超えないためには、当然、毎月45時間の時間外勤務をさせることはできません。
- ・ 月80時間以上の時間外勤務がある場合は、健康状態の確認のため、医師による面接指導が義務づけられています。本人が自覚していなくても、危険な状態になっている場合が多くあります。
- ・ 学校現場ではここ10年、精神疾患による病気休職が毎年5,000人前後となっています。

**長時間労働の是正で、教職員の命と健康を守ろう！**

# 高松市議会で造田市議が代表質問 進めぬ働き方改革明らかに

なぜ  
文科の指針通り  
できないのか

9月11日、高松市議会で、造田正彦市議（フォーラム21）が、日教組香川の要望を受け、教職員の働き改革関連の進捗状況等を質問しました。

そこでは、高松市教委が、各学校長に4月からの「上限ガイドライン」の説明が十分できていなかったり、教職員の勤務時間管理において、文科省の「指針」に反して、土日や祝日などの業務時間を「在校等時間」に含めていなかったりしていることを認めました。

**造田市議** 「変形労働時間制」に関して市教委の見解は？

**教育長** 「変形労働時間制」につきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正により、一年単位で、繁忙期の平日の勤務時間を延ばして、児童生徒が登校しない長期休業期間などの勤務時間を短くするもので、自治体の判断で導入が可能になったところでございます。

「変形労働時間制」を導入することにより、夏季休業中などに長期休暇が取りやすくなるなどのよさがある反面、時期によっては、勤務時間が現在よりも延長され、繁忙期の教職員の職務負担が大きくなるなど、適用には解決しなければならない課題も多いと捉えております。

教育委員会といたしましては、現在、関係機関などから意見を聴取しているところであり、今後、条例制定を行う県を始めとして、他市町の教育委員会と情報交換をしながら、その適用等について、慎重に対応してまいりたいと存じます。

**造田市議** 「上限ガイドライン」をどのように学校に周知したのか？

**教育長** 本市では、「高松市立学校の管理運営規則」の一部を改正し、それに基づいて「高松市立学校の教

育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を本年3月に策定し、各学校長あてに周知したところでございます。

また、4月の園長・校長・副校長研修会及び教頭研修会においても、直接周知する予定でしたが、コロナ禍で研修を中止したため、周知内容を文書で伝えたところであります。

そうしたことから、9月7日に開催しました園長・校長・副校長研修会において、同方針について再度周知したところでございます。

**造田市議** 「上限ガイドライン」に沿って「働き方改革プラン」の「目標」は当然行っているのか？

**教育長** 平成30年4月に策定しました「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」につきましては、これまでの3年間の取組の成果と課題を目標に照らし、分析してまいりたいと存じます。

新たな目標につきましては、分析結果を踏まえめるとともに、国の指針や県の目標を参考に検討し、令和3年度から実施する新たな教職員の働き方改革プランを来年3月に策定し、その中に示す予定でござい

**造田市議** 文科省の「指針」では、土日や祝日などの業務時間を「在校等時間」に含めるが、なぜ高松市はしないのか？

**教育長** 現在、土日や祝日などに行っている業務の時間については、部活動指導記録簿に記されている時間を除き、「在校等時間」に含めておりませんが、今後、文部科学省が示していますように、土日や祝日などに行っている業務の時間のうち、校長が命じている校務については「在校等時間」とすることにつきまして、その管理方法を含めて検討してまいりたいと存じます。



造田市議

**造田市議** 今後の少人数学級編成について市の考えは？

**教育長** 令和2年5月1日現在、通常の学級のうち、35人を超える学級数につきましては、小学校747学級のうち22学級、中学校317学級のうち106学級となっております。

これに加え、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級と交流する場合に、35人を超える学級が更にあると存じております。

次に、全ての市立小中学校で35人以下学級を実現するための予算措置を行う考えについてであります。

本市におきましては、国や県による35人以下学級編制の対象学年である小学校1年から4年及び中学校1年に加え、本市独自の少人数指導推進事業として、小学校高学年における少人数学級編制の実施に取り組んでいるところでございます。

実施校からは、「児童一人ひとりの課題に沿ったきめ細かな学習指導ができ、学力向上につながった」との報告を受けており、一定の効果があるものと存じております。

本来、学級編制基準の緩和や、それに伴う教員の免許取得に関する記事を掲載するなど、周知に努めていると伺っており、本市といたしましても、本市の広報誌で情報提供するなどにより、周知に努め、免許取得が促進されるよう取り組んでまいります。

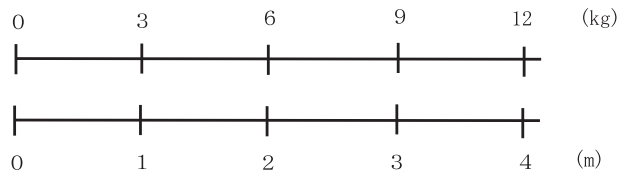
教育実践講座 II

算数の授業で役立つ小技や小ねた⑥

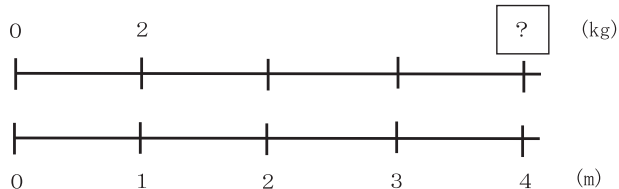
石原清貴(元小学校教員)

1 2重数直線(線分図)

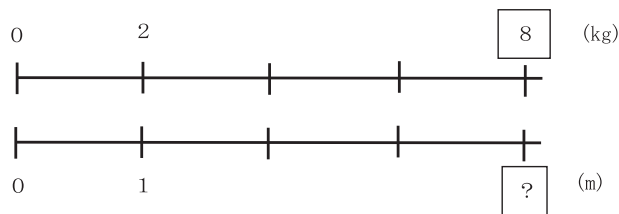
2重数直線図というのは下のような図です。



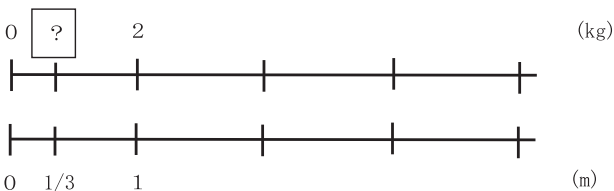
そうです。教科書で小数や分数の乗除・割合の乗除の演算決定の図として載せられている図です。この図は2量の比例対応を表し、未知数を比例関係から求める方法を提示するには効果を発揮します。「1 m 2 kgの鉄の棒 4 mでは何kg」→ $? \text{ kg} = 2 \times 4$



「1 m 2 kgの鉄の棒の重さが8 kgでした。この鉄の棒の長さは何m?」→ $? \text{ m} = 8 \div 2$



しかし、それは土台量が1より大きい場合のときだけで、次のような場合は、混乱します。「1 m 2 kgの鉄の棒 1/3 mでは何kgでしょう」→????

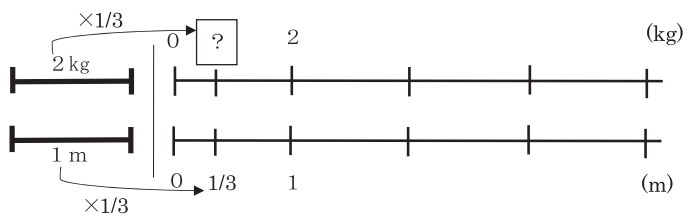


これは $2 \times 1/3 = 2/3$ となる問題ですが、子どもたちの多くはかけ算として捉えることが出来ません。ほとんどの子が $2 \div 1/3$ と考えてしまうのです。子どもたちは1を基準に考え、2倍・3倍は右に増えるイメージを持ってしまいます。ところが1/3 mは基準量1 mより小さく1/3 mの位置は1より左側にあります。そのため減るというイメージしか持てないの

です。そこで減るのは割り算と考えて $2 \div 1/3$ と立式するのです。

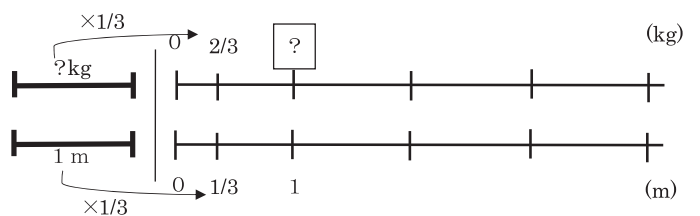
こういった子どもの躓きは起こるべくして起こっています。この躓きを解消するには1当たり量(2 kg/m)を図の左側に取り出すしか方法はありません

「1 m 2 kgの鉄の棒 1/3 mでは何kgでしょう」→????



この図にすることで $\times 1/3$ の立式が出来るようになります。また、1当たり量を求める問題も次のように解けます。

「1/3 mで2/3 kgの鉄の棒があります。1 m当たりの重さは何kgですか?」



→ $? \times 1/3 = 2/3$  → $? = 2/3 \div 1/3$  → $? = 2/3 \times 3$  → $? = 6/3 (= 2)$

2 2重数直線では理解できないのでは?

最近、小数分数乗除と割合の図がどうなっているのか気になって各社の算数教科書を調べてみました。すると、どの教科書会社もまるで示し合わせでもしたかのように、この2重数直線図を演算決定のメインの図として取り上げているではありませんか!おそらくこの図では理解できない子がたくさんいると思われます。この図の左にここで示したような1当たり量を書き込むだけで、納得出来る子が増えるのではないかと思います。



石原清貴氏



気持ちよく、安心して働けていますか？

相談には  
臨床心理士が  
あまります

# 電話相談会、実施中！

2020年10月15日(木) 18:30~20:00

パウハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係の相談ごと、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分お休みさせていただきます。

## フリーダイヤル、0120-27-5925

### 教職員共済生協の 総合共済

### なら、業務中に起こった 賠償事故も補償します！

総合共済は月掛金**900円** 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

#### 給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からのお支払い実例

約 100,000 円

#### 部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塀とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカー部の顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からのお支払い実例

約 250,000 円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館

電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

## カナリア通信

秋 おとずれて

◆夏草を刈り取った後に、彼岸花が並び咲いています。頭を垂れて実る稲の上では、鳶のたこが風に舞い、睨みを利かせています。いつもと同じ秋が訪れています◆ただ、今年の秋には音がありません。祭りの太鼓や鐘の音が聞こえてこないのです◆春、緊急事態宣言下で、今年祭りをするのは難しいという話が出てきました◆今更ですが、祭りが長い時間をかけて準備されていることを痛感します。年の初めごろから、今年の具体的な役が決まり、それぞれの当番の役回りを一つひとつ行っている、ようやく祭り当日を迎えるのです。その間、何人も人が集まり相談し決定し、練習をするのですから、何度も何度も「密」な場を持たなければ成立しないのです◆今、どうすれば安全かが少しずつ分かってきています。集ってこそ保たれるやすらぎを必要としている人々や地域のために、来年は音のある秋を迎えたいと願っています。